

市第24号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5横浜市金沢公会堂の項中

「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">2,000</td> <td style="padding: 5px;">2,400</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4,000</td> <td style="padding: 5px;">4,800</td> </tr> </table>	2,000	2,400	4,000	4,800	」	「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">4,300</td> <td style="padding: 5px;">5,160</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8,600</td> <td style="padding: 5px;">10,320</td> </tr> </table>	4,300	5,160	8,600	10,320	」	を	に改める。
2,000	2,400														
4,000	4,800														
4,300	5,160														
8,600	10,320														

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市金沢公会堂の会議室の利用料金を改定するため、横浜市公

会堂条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公会堂条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第5（第10条第2項）

種 別		単 位	利 用 料 金		
			平 日	日曜日、 土曜日及 び休日	
(省 略)					
横 浜 市 金 沢 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	<u>4,300</u> 2,000	<u>5,160</u> 2,400
		入場料等を徴収 する場合	同	<u>8,600</u> 4,000	<u>10,320</u> 4,800
(省 略)					
(省 略)					

（備考省略）